



放課後子ども総合プラン事業の新たな担い手 「一般財団法人ながのこども財団」について

令和5年7月4日

ながの子育て
応援キャラクター

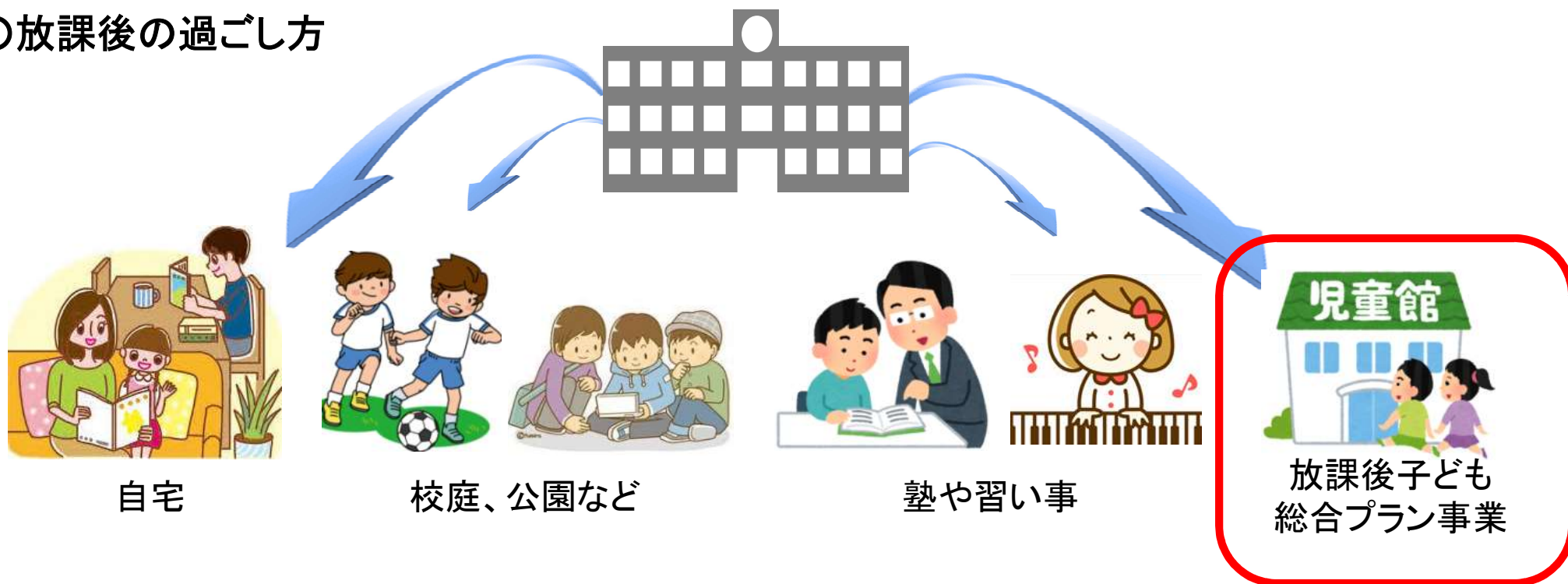


長野市こども未来部こども政策課

子どもたちの放課後の過ごし方

- 子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育れます。児童期（おおむね6～12歳）の子どもたちの「放課後」は、主体的な遊びや生活の時間です。
- 「放課後子ども総合プラン事業」は、留守家庭児童及び利用を希望する児童の生活の場の一つを提供する事業です。

○放課後の過ごし方

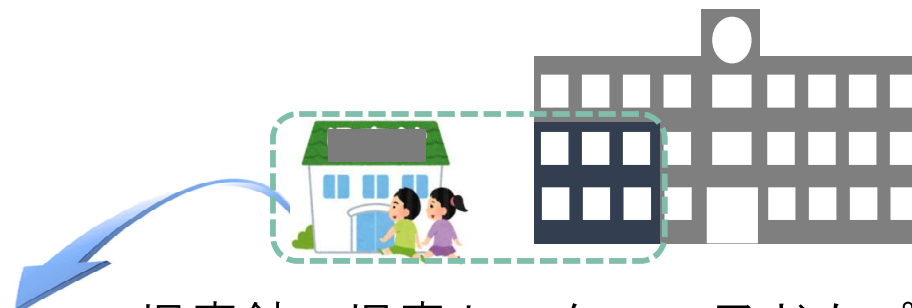


○実施場所：児童館・児童センター・児童クラブ・子どもプラザ
児童が通学または居住する小学校区にある施設を利用可能。

放課後子ども総合プランでの児童の過ごし方

宿題、遊び、休息など児童の状況に合わせて自主的に過ごしています。

時間	
8:00(7:30) ～8:30(学校休業日)	延長利用
放課後 (学校休業日は8:30～)	
～15:00	低学年から順次集まってきます。
～18:00	まずはクールダウンして、宿題等を行い、終わった児童から遊戯室・体育館等で体を動かしたり、読書や折り紙などをして過ごします。 (ただし、日課は施設により異なります。)
18:00～ ～18:30 (19:00)	延長利用



児童館・児童センター、子どもプラザ等を拠点に、放課後等を過ごします。

- ◇児童館・児童センター 34施設
- ◇子どもプラザ 50施設
- ◇児童クラブ 2施設

アドバイザー(有償ボランティア)の協力を得た多様な体験・交流活動

- ・宿題サポート(主に長期休業)
- ・読み聞かせ、紙芝居
- ・絵手紙
- ・折り紙
- ・工作
- ・キッズヨガ など



(多様な体験活動メニューを提供)

長野市放課後子ども総合プラン事業の概要

1 実施場所

- 児童が通学または居住する小学校区にある施設の利用が可能
- ・児童館・児童センター : 小学校施設外にある公設民営の施設
 - ・子どもプラザ : 小学校の校舎内など学校施設内にある公設民営の施設
 - ・児童クラブ : 民設民営の施設

2 利用料

- ・児童1人当たり月額2,000円
※ 施設によっては、おやつ代などの実費負担を別途徴収
- ・延長利用料 学校休業日の午前8時30分前からの利用や、授業日の午後6時以降などに利用する場合
30分以内の利用 : 月額 500円
30分を超える利用 : 月額 1, 000円

3 利用料の減免

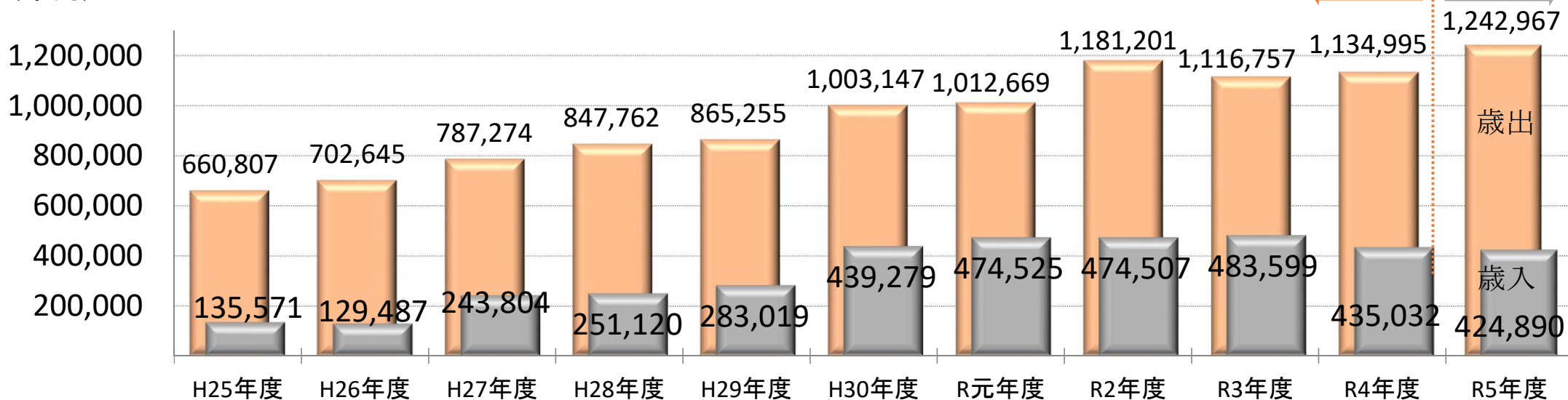
減免項目	減免理由		減免割合
④ 経 済 的 事 情	①	生活保護を受給している世帯の児童	全額
	①	児童扶養手当を受給している世帯の児童	2分の1
	①	市町村民税が非課税である世帯の児童	
	①	就学援助を受けている世帯の児童	
⑤ 地 域 性	スクールバス、スクールタクシー、路線バスなどを利用して帰宅する児童		5分の2
⑥ 多 子 利 用	同一の世帯に利用児童が複数いる場合	2人目の児童	2分の1
		3人目以降の児童	全額

※複数の「減免項目」に該当する場合は、減免割合を乗じて計算します。

事業費・登録児童数の推移

事業費の推移

(千円)



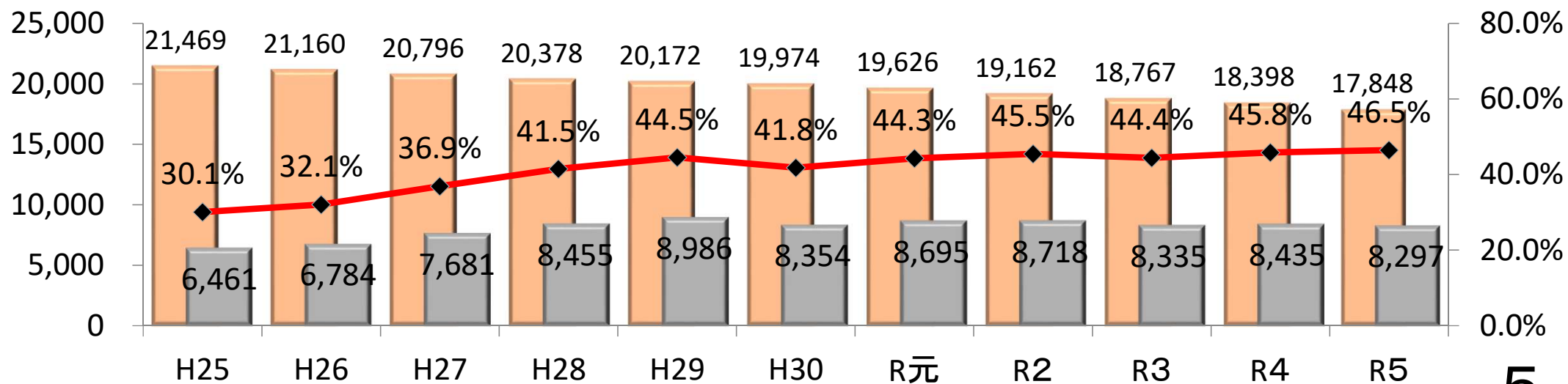
子ども・子育て支援新制度

利用料導入

登録児童数の推移

(人)

■ 児童数 ■ 登録児童数 ◆ 登録率



長野市の放課後子ども総合プラン事業は、留守家庭児童を対象とした「放課後児童健全育成事業」をベースに、全児童対象の多様な体験や交流活動を提供する「放課後子ども教室」を一体の事業として構築しています。

そのため、子どもたちの健やかな育ちと、保護者の仕事、子育ての両立を支援する事業です。

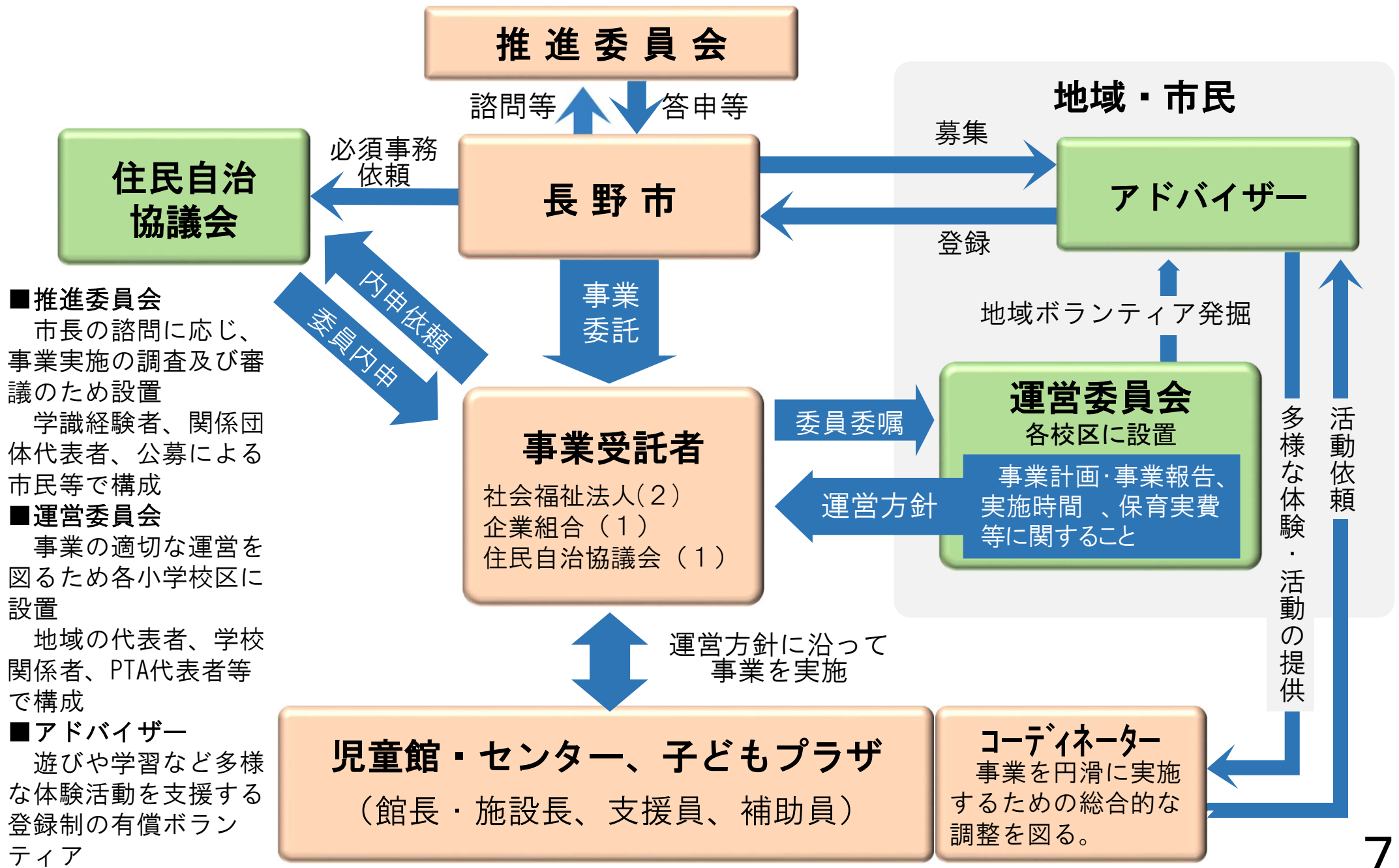
1 持続可能な事業として充実

家庭だけでなく社会・地域で子どもを支える理念の下、「長野市版放課後子ども総合プラン事業」を持続可能な事業として充実させていく必要がある。

2 福祉的意義と教育的意義の両立

安心で安全な遊び・生活の場であるという福祉的な意義はもとより、多様な体験活動や交流の機会としての教育的な意義を両立させ、子どもの健やかな育ちを支援する必要がある。

放課後子ども総合プランの運営体制



放課後子ども総合プラン事業の充実に向けて

① 施設の統廃合の推進

- 児童の安全確保
 - … 交通事故、犯罪や有害鳥獣からの回避 通所の安全性
 - … 感染症対策 施設の温度、密集(過密) 施設の安全性
 - 児童センターの老朽化の進行
- ⇒児童の安全性を最優先として、小学校で利用可能な余裕教室が確保でき次第、小学校内の子どもプラザへの統合を進める。

③ 指定管理者制度の運用と担い手の在り方

- 事業規模の膨らんだ放課後子ども総合プラン事業を、円滑かつ安定的に継続できる体制の構築
(令和3年5月に運営体制の在り方を検討する小委員会を設置 / 令和4年2月 最終報告)
- 複数の事業者が存在する中でのサービスの均質・均一化
- 施設運営の中心となる支援員等の担い手の確保

② 利用者負担の適正化

- 平成30年度の有料化から5年が経過し、見直し時期を迎えている一方、東日本台風災害、新型コロナウイルス禍から地域経済等を回復させる局面
- サービスの充実に伴って利用料を見直す場合には、そのサービスを確実に実施した上で、利用者の理解を得る必要がある。

④ 開館時間の延長(サービスの拡充)

- いわゆる「小1の壁」解消のための開館時間延長に対する保護者からの要望への対応
- 平日の午前開館、土曜日の終日開館など、現在、開館していない時間帯について、試行実施などにより、利用ニーズを見極めたうえで、サービスを拡充を検討する。

新たな運営主体となる新法人の設立

市は、小委員会の最終報告を受け、

- マネジメント強化を図るとともに、
- 多様な理事構成により柔軟でニーズに応じた運営が期待できる

《 一般財団法人 》を設立することとしました。

名称	一般財団法人 ながのこども財団
設立年月日	令和5年2月1日(水)
設立者	長野市
出捐金	80,000千円
事務所所在地	長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所 第二庁舎2階
目的及び事業	全ての子どもの健やかな成長を支援するための活動の振興に寄与すること ・ 長野市放課後子ども総合プラン事業を実施すること ・ 子どもの居場所作り等、子どもの支援活動に関することなど

目的

すべてのこどもの健やかな成長を支援するための活動の振興に寄与する

放課後子ども総合プラン事業の確実かつ円滑な業務移行

- シンプルで効率的な組織
- 組織におけるマネジメントとオペレーションの切り分け
- 現場(オペレーションの最前線)を支援する業務の明確化

放課後子ども総合プラン事業の更なる質の向上

- 専門的知識を有する者による、現場支援業務(後方支援)の強化
- 職員研修の充実

プラン事業以外のこどもの支援活動や自主財源の確保

- こども支援活動の推進や活動団体への支援・相互連携の促進
- クラウドファンディング等による自主財源確保策の検討

4つ目指す姿とその実現に向けて

放課後子ども総合プラン事業の4つの目指す姿とその実現に向けた財団の取組内容

個々の児童に応じた(適した)支援

- 専門支援員(公認心理師等の有資格者)の配置
巡回指導による後方支援とOJTの実践
- 医療的ケア児の受け入れ体制の整備
必要に応じた看護師の配置
- 長野市こども総合支援センター「あのえっと」
との情報共有・連携支援
- 子どもの主体性や意見を尊重する環境の醸成

小学校、関係機関との更なる連携

- 小学校との定期的な連携会議等の開催スキームの検討・構築
- 保護者連携の強化(保護者アプリの活用など)

多様な体験・学びの提供

- 多様な体験活動を提供するアドバイザー制度
の効率的な運用
- 体験や遊びからの学びを支援する環境の醸成

サービスを維持・向上できる運営体制

- 安定した雇用に向けた取組の推進
 - ・ 現在の職種の枠組みにこだわらない柔軟な雇用の実現
 - ・ 社会保険適用による安定的な雇用の検討
- 職員の収入増に向けた取組の推進
 - ・ 市の会計年度任用職員との兼業の仕組みの検討
 - ・ 財団業務を活用した勤務時間延長の検討
- 職員確保に向けた取組
 - ・ 退職教職員、特別支援教育支援員、図書館司書等に対するリクルート
 - ・ 職員の収入増に向けた取組と連動して実施
- 支援員・補助員がステップアップできる組織体制の構築
- ニーズ調査に基づく運営体制の検討
- 第三者評価の実施とそのフィードバックの仕組み等検討
- 人事交流の促進

共通事項

- ◆ 施設間情報共有と横展開の実現による業務の標準化・平準化
- ◆ プラン事業ガイドライン(市)の見直し
- ◆ 専門的知識、ICTリテラシー等に関する研修の充実

(一財)ながのこども財団による事業受託までのスケジュール(雇用関係)

時期		内容	補足
令和5年	5月下旬	ながのこども財団ロゴマーク決定	長野美術専門学校に依頼
	6月1日	ながのこども財団理事会	施設職員就業規則・雇用条件の決定
	6月上旬	現プラン施設職員に対する就業規則・雇用条件等の提示	6/12、13、14にzoomによる説明会を開催 (その後も録画を視聴可能)
	6月下旬 ～7月	施設職員に対する令和6年度の雇用に関する意向調査	6/29開催の館長施設長会で調査票を配布、7/31までに郵送により提出
	8月下旬 ～順次	施設職員との個別面談	原則として、補助員を除く職員全員を予定(補助員は希望者など必要に応じて実施)
	11月～ 12月	各施設の人員体制内定 雇用契約の締結	
令和6年	1～3月	事務全般及び勤怠管理等に関する説明会	各施設を巡回するなどにより説明等を実施
	4月1日	ながのこども財団としてプラン事業運営開始	